

## ■倉敷市立短期大学 子育てカレッジ保育士(非常勤嘱託員)募集

倉敷市立短期大学  
子育てカレッジ保育士(非常勤嘱託員)募集

平成28年1月5日

「子育てカレッジ(倉短ひろば・くららっこ)」は、倉敷市立短期大学保育学科の子育てに関する資源(専門知識、ネットワーク、教員及び学生の人材、施設等)を活用し、地域の子育て支援関係者や子育て中の保護者などの支援を行っています。この度、子育てカレッジの運営を担う非常勤嘱託員を募集します。

## 1 募集職種

子育てカレッジ保育士(非常勤嘱託員)

## 2 任用人員

2名

## 3 勤務場所

倉敷市立短期大学(倉敷市児島碑田町160番地)

## 4 受験資格

次の全ての要件を満たす人。年齢は問いません。

- (1) 保育士資格を有し、学内及び出張による「親子交流広場」の運営のほか、地域の子育て支援関係者や子育て中の保護者などへの出張による支援ができること
- (2) 各種報告書の作成等の事務ができること
- (3) 普通又は中型自動車運転免許を有すること(AT車限定可)
- (4) ワード・エクセルの基本操作ができること

※ 外国籍の人については、上記の受験資格に加えて次のいずれかに該当することが必要です。

- ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

※ 次の①、②いずれかに該当する人は、この試験に申し込むことができません。

- ① 平成28年1月5日現在、子育てカレッジ保育士(非常勤嘱託員)として任用されている人(ただし、平成28年3月31日で更新限度の任期が満了予定の人は申し込むことができます。)
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人  
地方公務員法第16条の欠格条項は次のとおりです。
  - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5 試験日時、内容等

日時：平成28年2月16日(火) 14時から (受付時間 13:45~14:00)

会場：倉敷市立短期大学 会議室

内容：小論文及び面接

## 6 合格発表

平成28年2月下旬

合否にかかわらず郵送で通知

## ■倉敷市立短期大学 子育てカレッジ保育士(非常勤嘱託員)募集

### 7 応募方法

写真貼付履歴書及び保育士証の写しを下記へ郵送または持参すること

2月10日(水) 必着 (持参の場合は、土・日・祝日を除く8:30~17:15)

〒711-0937 倉敷市児島碑田町160番地 倉敷市立短期大学事務局宛

(「子育てカレッジ非常勤嘱託員応募書類」と朱書きすること)

※郵送で事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい)。

### 8 任用期間

平成28年4月1日~平成29年3月31日

(勤務実績等が良好な場合に限り、平成33年3月31日までを限度に、年度ごとに更新する場合があります。ただし、満65歳に達した日の属する年度を越えての更新はありません。)

### 9 身分及び報酬

#### (1) 身分

一般職の非常勤嘱託員

#### (2) 勤務時間

・月~金曜日の8:00~17:00までの間で勤務シフト表により定める1日6時間

① 8:00~15:00 (休憩1時間)

② 8:30~15:30 (休憩1時間)

③ 9:00~16:00 (休憩1時間)

④ 10:00~17:00 (休憩1時間)

・週5日勤務 (週30時間)

※2~3ヶ月に1日程度、研修会等のために土曜日または日曜日に勤務があります。

#### (3) 週休日等

・週休日は土曜日及び日曜日です。

・祝日法の定める休日及び年末年始の休日があります。

#### (4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇があります。

#### (5) 報酬

月額141,000円

・所得税、社会保険料等が報酬から控除されます。

・報酬の支払日は、月末締め翌月11日です。

・条件に応じて通勤費相当額が別途支給されます(自動車通勤可)。その他の手当、退職金の支給はありません。

・昇給はありません。

#### (6) 社会保険等

全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。

#### (7) その他

地方公務員法に基づき、守秘義務や営利企業等の従事制限(兼業の禁止)等、地方公務員としての義務が課されることとなります。

### 10 お問い合わせ先

倉敷市立短期大学 事務局 TEL.086-473-1860 (土・日・祝日を除く8:30~17:15)